

## 生活保護不正受給者に対する保護費返還請求訴訟等の終了について

平成26年(2014年)第4回町田市議会定例会にて議決された、生活保護不正受給者に対する保護費返還請求訴訟に関するすべての法的手続が終了しましたのでご報告するものです。

### 【概要】

被告は、被告の両親のそれぞれの名義で、複数の預貯金口座に総額約3400万円を有していたにも関わらず、生活困窮を装って2009年12月11日から2012年3月21日までの間、市から不正に生活保護費を受け取っていたため、市は生活保護法第78条に基づき、支給済み保護費の返還を求めていました。しかし、被告は返還を行わず、任意に返還を受けられる見込みがなかったため、市は、事前に被告の預貯金債権の仮差押を行った上で、2015年5月22日、被告に対し、不正に受給した生活保護費の返還請求訴訟を提起しました。

同年10月29日、裁判所は、市の請求(205万3080円)をすべて認める判決を言い渡し、判決は2016年5月3日に確定しました。市は、判決に基づき被告の預貯金債権を差し押さえ、同年8月10日までに上記請求金額の取立てを完了しました。

2018年11月16日、裁判所により、返還請求訴訟提起前に行った被告の預貯金債権仮差押に際し市が供託した供託金60万円の担保取消決定がなされました。同決定に基づき、2019年2月12日、東京法務局八王子支局に対して供託金の取戻し手続きを行い、以上をもって上記生活保護不正受給者に対する保護費返還請求訴訟に関する法的手続をすべて終了しました。